

第 19 号議案

足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例の一部を
改正する条例

足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例（平成 24 年足立区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から、同日を含む足立区介護保険事業計画（法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護事業計画として足立区で策定した計画をいう。）の計画期間の末日までとする。ただし、委員の再任は妨げない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会の委員である者の任期は、令和 6 年 3 月 31 日まで延長するものとする。

（提案理由）

足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会の委員の任期を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。